

タイトル	<資料>現代アメリカの環境論(一)：北西部インディアン漁業に関する判決：第九巡回裁判区の歴史における啓発的事件(2001)
著者	ウィルキンソン，チャールズ・F；鈴木，光(訳)
引用	北海学園大学法学研究，39(1)：103-116
発行日	2003-06-30

現代アメリカの環境論 (一)

——「北西部インディアン漁業に関する判決
 〔第九巡回裁判区の歴史における啓発的事件〕」(2001)——

チャールズ・F・ウィルキンソン (Charles F. Wilkinson) 著

鈴木 光 (Suzuki Hikaru) 訳

これまで二十年以上にわたり、インディアン漁業権をめぐる非常に多くの訴訟が提起された。そして今日も多くの事件が係争中である。しかし、本講演では、係争中の訴訟にはふれず、今日関連していることがわかっている、アメリカ合衆

国西部史上の二つの重要な事件をとりあげたい。第一は、アイザク・ステイヴンズ (Isaac Stevens) が十九世紀半ばに部族との間で締結した条約をめぐる事件である。これは、我々が本日参集している場所を含め、太平洋沿岸北西部の地を、

料 非インディアンによる入植に開放した条約である。第二は、第九巡回裁判区の控訴裁判所判事と地方裁判所判事による一連の判決である。これらの判決は、特殊な論争を背景として、

それらの条約の主要な条項の今日における解釈を示したものである。これらにはもちろん、多数の複雑な訴訟が関連しているが、本講演ではそれらを簡潔にまとめ、司法活動の主要な流れを説明したい。

アイザク・ステイーンズは、ウエスト・ポイント〔アメリカ合衆国ニューヨーク州南東部のハドソン川に臨む軍用地にある陸軍士官学校〕を首席で卒業し、一八五三年、ワシントン準州の初代準州知事の職を得た。そこは基本的に、アメリカ合衆国にとり問題の地であった。なぜならば〔太平洋沿岸〕北西部は、部族が、承認された連邦法に基づき、アメリカ合衆国と共有する彼らの土着の土地に対して財産権を有していたため、自営入植に開放することができなかったからである。そこで、連邦政府の目的は、要するに、その連邦の財産所有権を覆う曇を取り払い、部族と条約交渉を行い、部族の土地保有を縮小し、残りの土地を自営入植に開放することであった。

ステイーンズは、彼の伝記が『性急な若者』と題されて

いるように、有能で野心的かつ精力的な人物であり、さつそく部族との条約交渉に着手した。彼はしばしば強引にことを進めた。彼は、まったく共通点のないインディアンのグループを一緒にし、たびたび事前に条約の条項をインディアンに指示し、時には彼らを不当に小さな区画に追いやった。こうした行為は、彼の行政と、のちには行政官たちにも影響を及ぼすことになる社会的混乱を引き起こした。

しかしステイーンズは成功を収めた。まず初めに彼は、フラットヘッド〔族〕やブラックフィート〔族〕と交渉し、一八五四年のクリスマスイヴ、クリスマス、そしてその翌日、ピュージット湾 (Puget Sound) 〔ワシントン州北西部の太平洋岸にある入り江の多い湾〕の南端の地で、ピュージット湾を越え、コロンビアを下り、当該地域のロッキー山脈分水界を越える地域……今日のモンタナ州……までを範囲とする十一の主要な条約を締結した。

ステイーンズは、部族の所有権を縮小することには成功したが、一方でひとつの重要な譲歩をする必要があることも心得ており、それぞれの条約でそれを実行した。通常、部族の権利は、インディアン指定保留地以外の場所には適用されないが、〔太平洋沿岸〕北西部の部族は、インディアン指定保

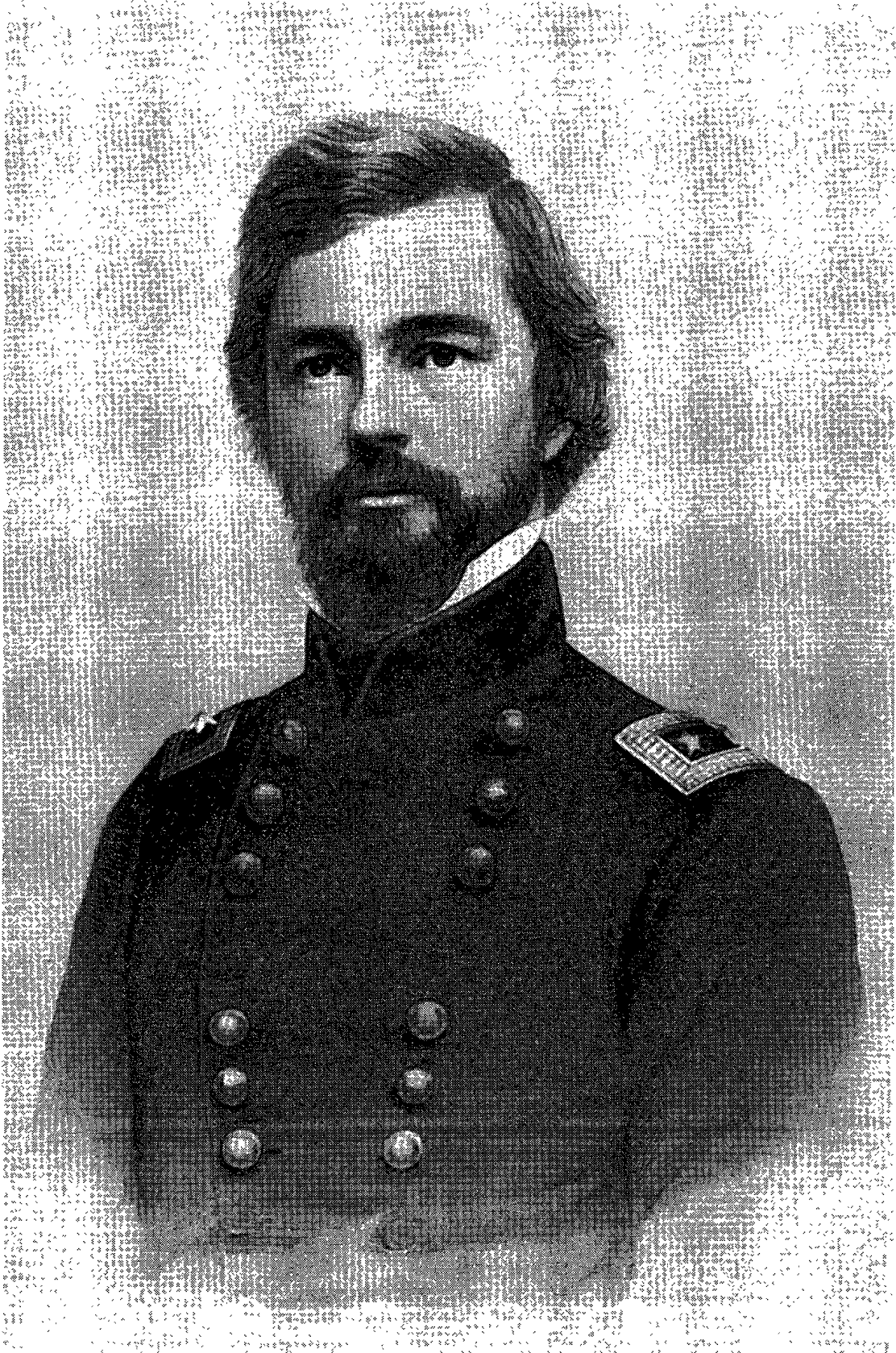
留地以外の場所における漁業権も主張していた。そこでこれらの各条約には、部族は、当該準州の市民と同様の地位において、彼らの日常的かつ慣習的な土地と場所で漁業を営む権利を保障される、と書かれることになったのである。

ところが十九世紀後半、いくつかの州が、これらの部族のインディアン指定保留地以外の場所での権利を否定した。一九〇五年、ある事件……すなわちワイナンス (Winans) 事件……が連邦最高裁判所に持ち込まれた(1)。連邦最高裁判所はそれらの条約を支持し、インディアンが、相続可能な譲渡公有地 (fee-patented land) 上にあるインディアン指定保留地以外の日常的かつ慣習的な場所において漁業を営むことを是認した。すなわち連邦最高裁判所は、社会に出た公有地譲渡証書……それはアメリカ合衆国からの不動産譲渡証書である……には、たとえ明示されていなくとも、インディアンの漁業権のための公有地譲渡証書であるという土地負担が伴うと判示した。さらに連邦最高裁判所は、条約は部族の言葉によつて書かれてはおらず、またアメリカ合衆国は〔当時〕軍事上優越した立場にあったのであるから、それらの条約は、部族の利益に解釈されるべきであると述べた。連邦最高裁判所は、漁業権は、太平洋沿岸北西部のインディアンにとり、

彼らが呼吸する空気に勝るとも劣らないほど重要なものであると述べ、部族が漁業権を優先させることに納得した。

第二次世界大戦後、アメリカ合衆国西部が周知の如く発展する過程において、事態は加速した。西部の人口は、過去二世代の間に四倍に膨れあがり、太平洋沿岸北西部もまた然りであった。より多くの人々が到来するにつれ、魚の群れは、新たな住民、スポーツフィッシング愛好家、および新たな商業漁船からの圧迫を受けるようになった。大部分が戦後稼働し始めたダムも、魚群を減少させた。太平洋沿岸北西部の州……すなわちオレゴン州、ワシントン州、アイダホ州、およびモンタナ州……は、厳しい処置をとり始めた。また、これと関連する事件は、カリフォルニア州や五大湖地域でも発生していた。しかしながら、ワシントン州ほど特筆すべき場所はない。ワシントン州では、部族の漁師が絶え間なく逮捕され、しばしば殴打や催涙ガスが用いられ、さらに、それに引き続く逮捕や没収が行われていた。これらの州は、インディアン指定保留地以外の場所における権利は州法に服し、条約によつては保護されない、という見解を主張していた。

一九六八年、アメリカ合衆国は、オレゴン州に対して訴訟を提起した (United States v. Oregon) (2)。いくつかの初



アイザク・スティーヴンス (Isaac Stevens) は、〔太平洋沿岸〕北西部の諸部族との間で、インディアン指定保留地以外の場所における漁業権を保護する条約を締結した。(Courtesy of Manuscripts, Special Collections, University Archives, University of Washington Libraries, UW3435.)

期のジョン・マーシャル (John Marshall) 判決によると、アメリカ合衆国は部族の受託者であり、彼らに代わって訴訟を提起することができる。この事件は、二年前に亡くなったロバート・ベイジョウニー (Robert Belloni) 判事に付託された。これは、今日人々が言わんとするように、当時のポートルンドの事件記録のなかで、最大の論争となる事件であった。ベイジョウニー判事は、条約を支持し、部族は条約の特定部分の分け前に対する権利を有することを認める決定を、最終的に下した。彼は、その配分割合や特定部分までは明らかにせず決定を下したが、これは賢明な判断であったといえよう。状況は緊迫していたが、彼は、問題の解決を当事者同士の交渉に委ねることを望んだのである。こうしてベイジョウニー判事は、部族は漁業の公平な配分を得る権利があると判示した。しかしながら、「太平洋沿岸」北西部全体に、公平な配分とは果たしてどのくらいなのかという問題が残った。

一九七〇年、アメリカ合衆国は、再び受託者として、ワシントン州に対する訴訟を提起した (United States v. Washington) (3)。すべての部族が訴訟参加した。この事件は、タコマ (Tacoma) のジョージ・ボウルト (George Boldt) 判事に付託された。ボウルト判事は、法と秩序を守らせる不

屈の判事であった。彼は、輸送トラック運転手の指導者デヴ・ベック (Dave Beck) や、犯罪社会のボクシングの大立者フランキ・カーボウ (Frankie Carbo) に対して厳刑を科した。彼は、シアトル・セブン公判も処理した。その過程で彼は、およそすべての裁判官が携えている道具箱〔専門家としてのさまざまな技術〕をしっかりと手にした。いや、それは、「弁護士さん、私は間違っているかもしれないが、迷いはない」、または、金曜日の昼食直前の、「あなたが今日、本件に決着をつけない場合は、明日開廷しますよ」という宣告よりも、もつと奥の深いものであったといえよう。たとえば被告が大騒ぎを演じたシアトル・セブン公判で、ボウルト判事は審理無効を宣言し、彼らを法廷侮辱罪に処し、六カ月の刑を言い渡した。

部族は、ボウルト判事が彼らの歴史的に重要な権利を審理することに懸念をもっていた。しかし、ボウルト判事の調査補助官は、ある日ボウルト判事が彼を執務室へ呼び、こう述べたことを覚えている。「私はこのとおり、これまでインディアン法に関する経験がまったくくない。この問題に関するすべての資料を持ってきてくれないか。」この逸話は、ボウルト判事がどれほど多くの時間をそれらの資料の読破に費やし、ま

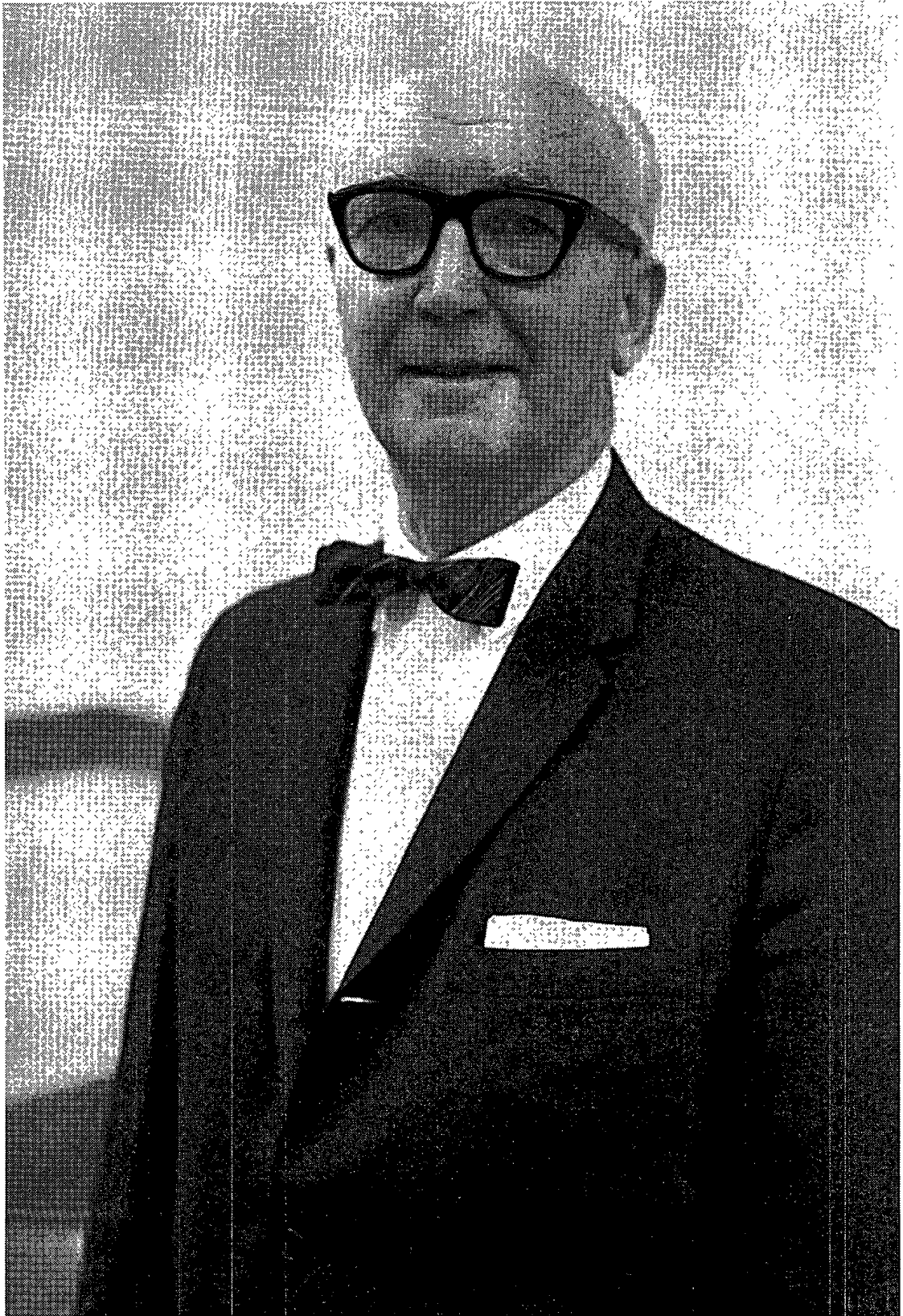
料
た彼がどれほど深く当該事件に没頭したかを雄弁に物語っている。当該事件は正式審理に持ち込まれた。当事者たちは事件を解決できなかったのである。

その間に、ボウルト判事は、部族の交渉者は、彼らが保持しているものを良く知っている、聡明かつ巧妙で、精通した人々であると深く確信するに至った。一九七四年二月十二日、彼は〔いわゆる〕ボウルト判決を下した。彼は、インディアン指定保留地以外の場所における権利、すなわち、捕り逃がした分（訳注1）または種の保全に必要な数を差し引いたのち、インディアン指定保留地以外の部族の場所を通過する魚の五十パーセントまでを捕る権利が有効であることを認めた。彼は、諸部族は政府として自己規律されていると認め、彼が継続的管轄権を有するとした。タイプ打ちされた判決理由書は二〇三頁にもおよぶ長大なものであった。

それは、あつと驚くような判決であった。そしてすさまじい怒りの声が巻き起こった。ボウルト判事を絞首刑にした藁人形が作られた。その後は、審議が行われるたび、裁判所の外でデモが行われた。さらにバンパー・ステッカー〔自動車のバンパーに貼るスローガン付きのステッカー〕には、「ベイジョウニーを切り刻め、ボウルトをねじり上げろ」と書

かれていた。非インディアンによる漁業は相変わらず続けられ、州の官吏もこれを支持した。当時の状況はあらゆる角度から正しく理解する必要がある。部族は、歴史的な持分を有していた。そして現代においては、サーモンが彼らの文化の中心であった。彼らは、生きるためにサーモンを広く利用し食した。サーモンは当時、彼らが有していたほぼ唯一の商業的資産であった。しかし非インディアンにとっても同じことが言えた。すなわち〔部族の漁労とは〕、いくつかの商業船が破産することを意味し、また〔太平洋沿岸〕北西部で数十年間ステイルヘッド〔ニジマス〕の網漁禁止を求めてきたスポーツフィッシング愛好家たちが、スポーツフィッシュに網が掛けられるのを目にするかも知れないことを意味した。

事件は第九巡回裁判区へ移り、一九七五年、チョイ(Choy)判事、グドゥウイン(Goodwin)判事、およびバーンズ(Burns)判事の意見により支持された(4)。とりわけバーンズ判事は、興味深い同意意見を述べているように思われる。ボウルト判事の差止命令は、これまでアメリカ合衆国の裁判官によって言い渡された判決のなかで、おそらくもつとも徹底した、かつ複雑な判決であった。この事件には、数え方次第では二十四から三十六の主要河川が含まれており、それらの河川には



インディアン指定保留地以外の場所における漁業権を是認した1974年の地方裁判所判事ジョージ・ボウルト(George Boldt)の判決は、これまでアメリカ合衆国の裁判官によって言い渡された判決のなかで、おそらくもっとも徹底した、かつ複雑な判決であった。(Courtesy of Seattle Post-Intelligencer Collection, Museum of History & Industry, # 86.5.53,109.)

料 それぞれ主要な支流がある。さらにそれらの河川には、それぞれ三種類から六種類のサーモン種およびステイルヘッド〔ニジマス〕が生息する。たとえばチヌク種(Chinook)〔マスノスケ〕は、はるばるアラスカ湾まで向かい、成魚になると

回帰し捕獲される。モンタナ州ビッグ・スカイ(Big Sky)の西の上流部に生息する、コロンビア川のサーモンのある種類は、一生の間に一万マイルの旅をする。部族は、それぞれ異なる日常のかつ慣習的な場所において、これら各種のサーモンの群れの五十パーセントまでを捕獲する権利が与えられることになった。

問題は、成魚がまだ海にいる時、海にいる魚の数をどのように計算するかである。なぜなら、非インディアン商業漁業者が最初に魚を奪いにかかるからである。そのため裁判所では審議が繰り返された。ボウルト判事は、この問題を能率的に処理した。彼はワシントン大学の著名な生物学者、リチャード・ウィットウマン(Richard Witman)を裁判所の科学顧問に指名したのである。そして、多くの議論が同様の方法で解決された。

バーンズ判事は、彼の同意意見のなかでつぎのように述べている。これはすべての人々が共鳴できる考えであろう。

私は同意する。しかし、地方裁判所判事の視点から、若干の意見を付け加えたい。口頭弁論において示唆されたように、我々が下したすべての控訴棄却判決は、地方裁判所判事を、「終世の漁業指導者(perpetual fishmaster)」として承認する趣旨が含まれる。私は、地方裁判所判事がその憲法上の責務を回避できないことを承知してはいるが、我々が、学校区、警察署、その他はもちろんのこと、漁場や森林や高速道路の永続的管理者となることを必要とする状況を嘆かわしく思う。(しかしながら、)この事件(およびその他の)記録は、ここではそれが必要であることを一点の曇りもなく明らかにしている(5)。

一九七六年、連邦最高裁判所は裁量上訴を不許可とした。実際、当時、ボウルト判事の命令に対する違反が急増していた。彼らは相変わらず漁を続け、州裁判所判事は違反の認定を拒否していた。知事と法務総裁は裁判所の意見を支持する行動をとっていなかった。かけ声は、つぎのようになった。「我々は、連邦最高裁判所がこの問題について直接口を開かない限り、受け入れないぞ。」

注目すべきは、この時点で、オレゴン州が別の道を選択し、コロンビア川に関する論争を法廷で争うのではなく、和解に持ち込むことができたことである。その和解の一部は、当事者の要求に目配りした現実的なもので、ステイールヘッド〔ニジマス〕の網漁の禁止を要求する一方、サーモンの相当部分を部族に保証するというものであった。これらの交渉のなかで私が話し合った誰もが……なお私は彼らの大部分と話し合ったように思うが……この和解は、基本的に、のちに地方裁判所判事としてこの巡回裁判区に参加することになるオウイン・パナー (Owen Panner) のリーダーシップ、良識、および力量によるものと述べた。

一九七八年、興奮さめやらぬままに、多くの訴訟のひとつであるピュージット湾刺網漁者 (Puget Sound Gillnetters) 事件が第九巡回裁判区に上がってきた(6)。グドゥウイン (Goodwin) 判事、ワリス (Wallace) 判事、ケニディ (Kennedy) 判事は、つぎのように記した。……そして、ここにおられるすべての裁判官の皆さんは、その職歴のなかでおそらく一度は書いたことのある、これと同じ良心の宣言を思い浮かべるであろう。すなわち、いわく、

州が裁判所の命令に従わないという前例のない陰謀が、地方裁判所をして、その命令を執行すべく、州の漁業管理の大部分を引き受けることになった。いくつかの人種差別廃止事件を除き、地方裁判所は、連邦裁判所の命令を挫折させようとする、今世紀に目撃されるもつとも一致団結した公的・私的な企みに直面しているのである(7)。

一年後の一九七九年、この事件はまさに連邦最高裁判所へと進んだ。連邦最高裁判所は、ある間接的上訴を受けて、ポウルト判決を支持した。そのなかで連邦最高裁判所は、さきに私が紹介したところのグドゥウイン判事、ケニディ判事、およびワリス判事の言葉を引用した(8)。

ポウルト判決以後、注目すべき発展を遂げたものがある。それは部族による管理である。コロンビア川のコロンビア川部族間水産委員会 (Columbia River Inter-Tribal Fish Commission) (訳注2) は四部族からなる連合体である。またワシントン州オウリンピア (Olympia) には、ピュージット湾の部族が管理する北西部インディアン漁業委員会 (Northwest Indian Fisheries Commission) がある。部族はサーモンの群

料
れを回復させるための聖なる戦いに深くかかわるようになった。彼らは、共同管理者としての役割を果たしており、これが極めて建設的なことである点に、すべての人々が同意すると思う。

部族がこの問題に熱心に取り組んでいることを示すひとつの事例を紹介しよう。ワシントン州の西北部インディアン漁業委員会は、約五十名の水産生物学者を擁している。各部族は、それぞれのインディアン指定保留地上に、彼ら自身の水産事務所を設置している。ワシントン州ではおよそ二百名の水産生物学者が部族に雇われている。この数は、アメリカ合衆国に雇われている水産生物学者の数をわずかに下回るが、同州に雇われている生物学者の数をわずかに上回るものである。部族は、サーモン保護の試みにおいて、水産生物学者全体のおよそ三分の一を提供しているのである。

本講演を締めくくるに際し、つぎのことを述べたい。私は以上のような状況を二十年間にわたり検討するなかで、重要判決として、常に、一九七九年の連邦最高裁判所判決に焦点をあててきた。私たちは、法律家として、法とはかくあるべしと考える。しかし顧みると、私にとり重要なのは、明らかにベイジョーニ判事と、とりわけポウルト判事による判決で

ある。彼は誠実であり、彼の判決は、事実の公正と法の公正の統一を示すものであった。なるほど、最終的に司法上の決着がつくまでの道のりは遠回りで時間がかかるかも知れないが、私は、ジョージ・ヒューゴウ・ボウルト (George Hugo Boldt) 判事による判決理由の道徳上および法律上の重要性に鑑み、避けられないものであったと考えるに至った。

私はこれらの事件を、「第九巡回裁判区の歴史における啓発的事件」と名づけてきた。それは、それらの訴訟にかかわった判事たちの個人としての勇気、職業人意識、および賢慮に由来する。同時にそれは、これらの事件が、公的機関としての、そして我々のうちでもっとも無力な人々にとつての最後の手段としての裁判所について、まことに多くのことを語っているからでもある。ニスクオリ (Nisqually) インディアンリーダーであるビリ・フランク (Billy Frank) は、これまでに五十回以上の逮捕と、カヌー、サーモン、および漁具の没収を経験し、今日ではサーモンの優れた代弁者であるが、彼はポウルト判事についてつぎのように述べている。

判事は、私たちの意見のすべてを聴いてくれた。彼は、私たちが、まさに連邦裁判所のなかで私たちの言い分

を説明するのを許したのだ。彼は判決を下し、条約を解釈し、そして私たちにサーモンを救うための道具を与えてくれた。判事は大変な苦労をなされた。私は、彼や彼の妻、そして彼の家族を個人的に知っている。彼は……うまく表現する言葉が見つからない。彼と交際していた人々は、クラブやゴルフ場などで、彼と一切のかかわりを断った。バンパー・スティッカーには、「ポウルト判事をやめさせろ」と書かれていた。人々は彼をあざ笑っていた。しかし彼は判決を下した。そして、判決は今も無傷である。彼は私たちに、私たち自身の規則と管理システムをつくる機会を与えてくれた。私たちは、彼が私たちのためにしてくれたことの意味を考えなくてはならない。そこが私たちの責務である。私たちは決してその責務を忘れることができない (9)。

独立した司法機関は、時おり、力不足であったり、中途半端であったりする。これはすべての機関について言えることである。しかし、この巡回裁判区におけるインディアン漁業に関する事件を、独立した裁判官のみがなしうる正義の記念

碑として、書きとめようではないか。

原注

1. United States v. Winans, 198 U. S. 371 (1905).
2. United States v. Oregon, 302 F. Supp. 899 (D. Or. 1969).
3. United States v. Washington, 384 F. Supp. 312 (W. D. Wa. 1974).
4. United States v. Washington, 520 F. 2d 676 (9th Cir. 1975).
5. Ibid. at 693.
6. Puget Sound Gilnetters Ass'n v. U. S. D. Ct., 573 F. 2d 1123 (9th Cir. 1978).
7. Ibid. at 1126.
8. Washington v. Washington State Commercial Passenger Fishing Vessel Ass'n, 443 U. S. 658, 696 n. 36 (1979).
9. Quoted in Charles F. Wilkinson, *Messages from Frank's Landing: A Story of Salmon, Treaties, and the Indian Way* (University of Washington Press 2000).

訳注

訳注1. 原著者によれば、原著二十二頁最終行の“for the statement of”は“for escapement or”の誤りである。
訳注2. 原著者によれば、原著二十六頁五―六行目の“The

著 Columbia Intertribal Fish Commission” 及び “The Columbia River Inter-Tribal Fish Commission” の歴史と発展
著

読書紹介のホームページ

Charles F. Wilkinson, Distinguished University Professor and Moses Lasky Professor of Law. BA, Denison University; LLB, Stanford Law School. Attorney, Lewis & Roca, Phoenix, 1966-68; Attorney, Bronson, Bronson & McKinnon, San Francisco, 1968-71; Staff Attorney, Native American Rights Fund, 1971-75; Associate Professor, University of Oregon, 1975-87; Visiting Professor, University of Minnesota Law School, 1981; Visiting Professor, University of Michigan Law School, 1986. On the faculty of University of Colorado School of Law since 1987.

著者の出版物

1. Charles F. Wilkinson, *American Indians, Time, and the Law: Native Societies in a Modern Constitutional Democracy* (Yale University Press 1987).
2. Charles F. Wilkinson, *The American West: A Narrative Bibliography and a Study in Regionalism* (University Press of Colorado 1989).

3. Charles F. Wilkinson, *Crossing the Next Meridian: Land, Water, and the Future of the West* (Island Press 1992).
4. Charles F. Wilkinson, *The Eagle Bird: Mapping a New West* (Pantheon Books 1992).
5. David H. Getches, Charles F. Wilkinson & Robert A. Williams, Jr., *Federal Indian Law* (4th ed., West 1998).
6. Charles F. Wilkinson, *Fire on the Plateau: Conflict and Endurance in the American Southwest* (Island Press 1999).
7. Charles F. Wilkinson, *Messages from Frank's Landing: A Story of Salmon, Treaties, and the Indian Way* (University of Washington Press 2000).
8. George Cameron Coggins, Charles F. Wilkinson & John D. Leshy, *Federal Public Land and Resources Law* (5th ed., Foundation Press 2002).

訳者あとがき

日本では、河川管理と先住民の漁業権をめぐる法的議論はいまだ緒に上ったばかりである。しかし、アメリカ合衆国では、インディアン部族と合衆国政府間で締結された条約、連邦法、連邦政策、および連邦最高裁判所、巡回裁判区連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所における関連判例の解釈をめぐる、

すでに膨大な学術研究業績が蓄積されている。本稿の原著は、アメリカインディアン法の大家、チャールズ・F・ウィルキンソン教授(コロラド大学ロースクール)の講演論文‘Charles F. Wilkinson, *The Northwest Indian Fishing Decisions: Luminous Events in Ninth Circuit History*, 14 *Western Legal History* 19-27 (Winter/Spring 2001)である。アメリカインディアン¹の漁業権をめぐる歴史上重要な訴訟が端的にまとめられており、今後、日本の河川管理と先住民の漁業権を考えるうえで、示唆するところが極めて大きい。

翻訳に際しては、ウィルキンソン教授はもとより、キャサリン・M・マッツ教授(コロラド大学ロースクール天然資源法センター)、デボラ・デイズ教授(コロラド大学インターナショナルイングリッシュセンター)、および畠山武道教授(北海道大学大学院法学研究科)より貴重なご指導をいただいた。また写真資料の手配に関しては、シンシア・カーター氏(コロラド大学ロースクール)にご尽力いただいた。衷心より感謝申し上げます。

なお本稿の「」部分は、訳者が挿入したものである。また本稿は、日本学術振興会平成十四年度海外特別研究員(コロラド大学ロースクール)としての研究成果の一部である。

Postscript

In Japan, the legal discussion about watershed management and aborigines' fishing rights has just begun. In the United States, on the other hand, a vast number of academic studies on treaties concluded between Indian tribes and the United States government; federal legislations; governmental policies; and cases of the United States Supreme Court, circuit courts, and federal district courts have accumulated already. The original work of this translation is by Charles F. Wilkinson, *The Northwest Indian Fishing Decisions: Luminous Events in Ninth Circuit History*, 14 *Western Legal History* 19-27 (Winter/Spring 2001). Professor Wilkinson is an authority on federal Indian law of the United States. This work concisely shows historical important cases of Indian fishing rights. I believe it will be very suggestive to Japanese people when they examine what the watershed management and aborigines' fishing rights should be like in Japan in the future.

I express my sincere gratitude for kind help in this translation to Professor Wilkinson, Professor Kathryn M. Mutz (Natural Resources Law Center, University of Colorado School of Law), Professor Debra Daise (International English Center, University of Colorado), Professor Takemichi Hatakeyama (University of Hokkaido School of Law), and Ms. Cynthia

染 Carter (University of Colorado School of Law).

The words enclosed by [] are inserted by the translator.

榎 This translation is a part of my study as a visiting research scholar of University of Colorado School of Law (2002-04) under the sponsorship of Japan Society for the Promotion of Science.

Suzuki Hikaru

(Associate Professor at Hokkai Gakuen University)

Copyright by the Ninth Judicial Circuit Historical Society, Pasadena, California. Used by permission.